

1 立地適正化計画とは

少子高齢化の進展や将来的な人口減少、道路や建築物等の既存公共施設への対応、災害に強い安全・安心で住みよいまちづくりの推進など、多様化するまちづくりの課題への対応が求められており、国は、コンパクトなまちづくりの形成を促進し、生活サービス機能を計画的に誘導していくために、「立地適正化計画」の策定を全国市町村へ勧めています。

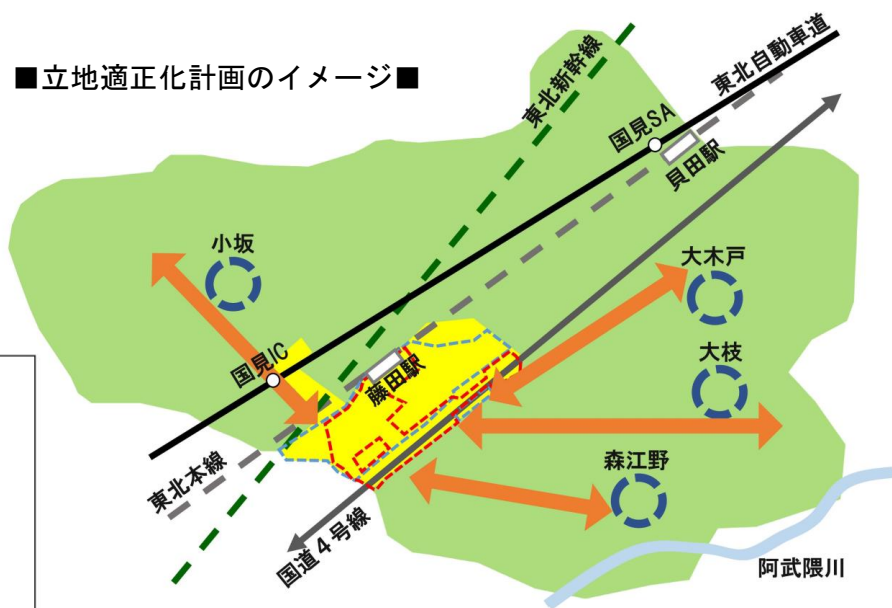
そこで国見町では、コンパクトなまちづくりの形成を促進し、生活サービス機能を計画的に誘導し、誰もが快適に住み続けられるまちにしていくために、「立地適正化計画」の策定を進めます。

計画策定後は、計画に沿った施策の事業に対して、国の財政支援が受けられます。

目標年次：
令和7年度からの20年間

対象区域：
行政区域内の都市計画区域

■立地適正化計画のイメージ■



2 計画の位置づけ

国見町

○第6次国見町総合計画

- ・国見町過疎地域持続的発展計画
- ・国見町農業振興地域整備計画
- ・国見町地域防災計画
- ・国見町高齢者福祉計画
- ・国見町介護保険事業計画
- ・国見町公共施設等総合管理計画 など

即して

調和

福島県

○県北都市計画区域マスタープラン

即して

○国見町まちづくりマスタープラン

調和

国見町立地適正化計画

国見町まちづくりマスタープラン「923」(くにみ)まちづくりプラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、長期的視点に立った都市の将来像について、住民にわかりやすく、また、上位計画との整合を図って策定される町の都市計画に関する方針です。

《对象区域》

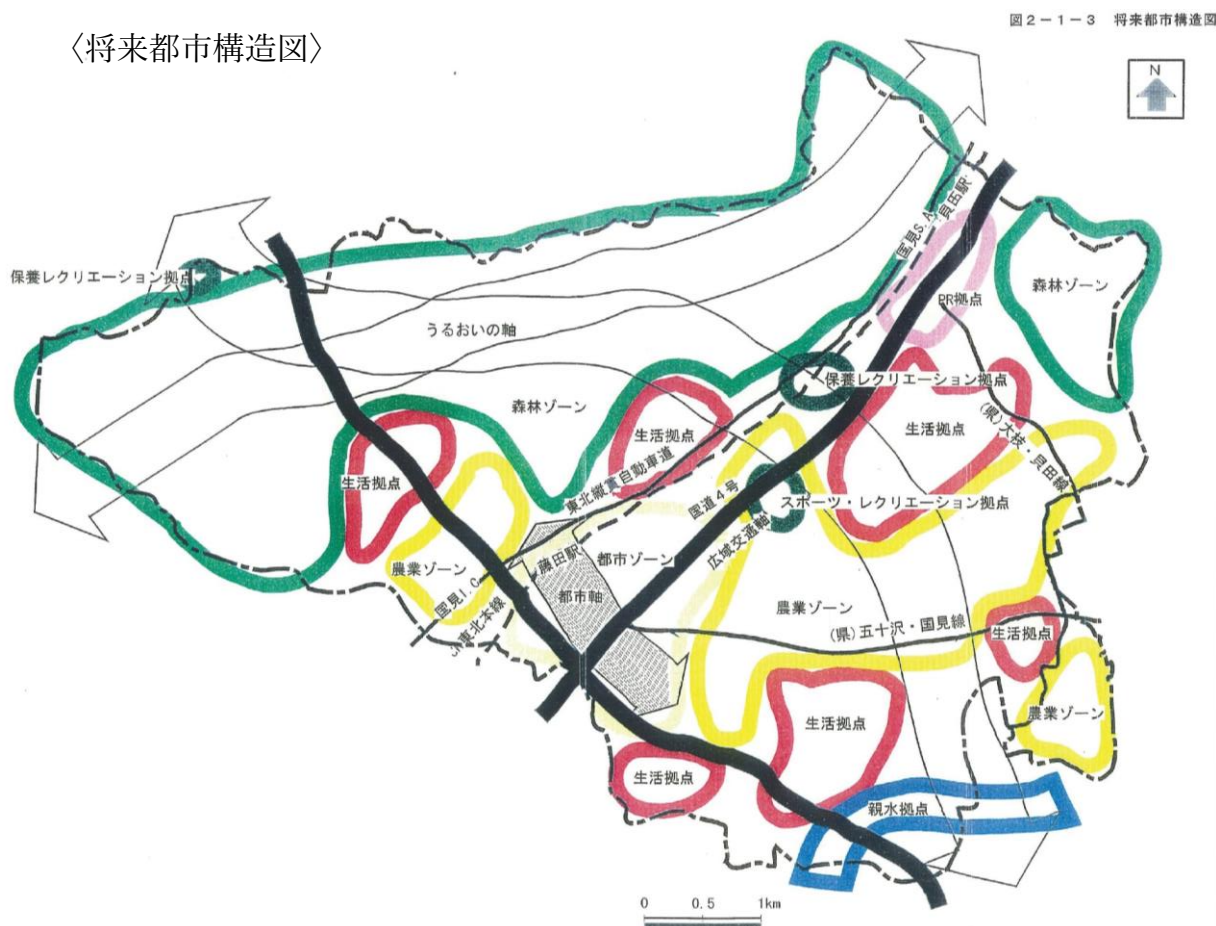
対象区域は行政区域全域としています。

《基本理念》

国見町まちづくりマスタープランの役割としては、「住みやすいまちづくりは、国見らしさを活かした町の魅力の向上から」を基本的な考え方とし、住民のニーズや整備の現況を的確に把握したうえで、人口減少の抑制と定着を第1の目標とした「住んでよかった、住んでみたい」まちづくりを目指すものとして、次のとおりまちづくりの基本理念を定めています。

「活力とうるおいの調和、快適な都市環境の創造」

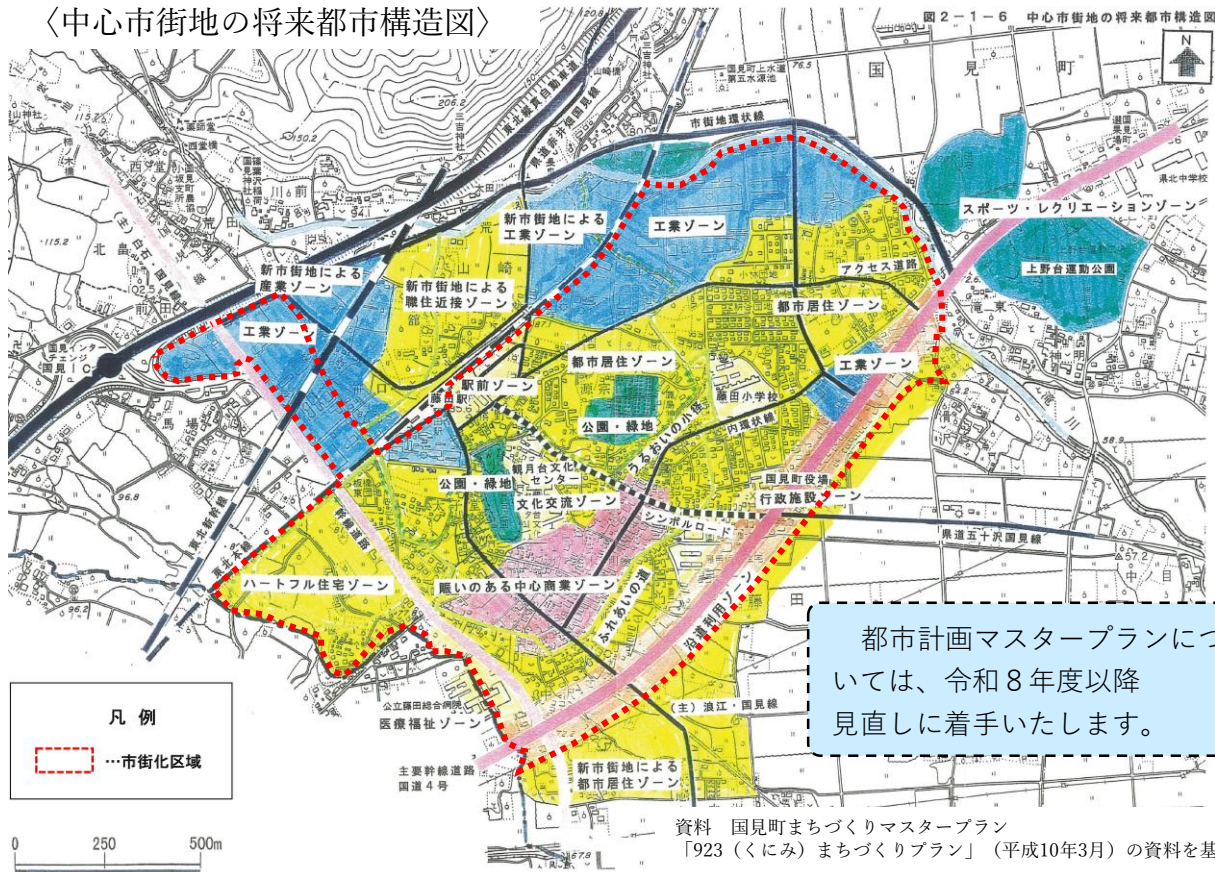
〈将来都市構造図〉



資料 国見町まちづくりマスタープラン
「923（くにみ）まちづくりプラン」（平成10年3月）の資料を基に編集

〈中心市街地の将来都市構造図〉

図 2-1-6 中心市街地の将来都市構造図



第6次国見町総合計画

〈基本理念〉

「命を大切に 誰もが幸せに暮らすまち くにみ」

〈6つのまちづくり〉



1 小坂地区

本地区は、旧小坂村を主とする地区であり、旧羽州街道の宿場町として栄えた小坂集落がまとまりのあるまちなみを形成しています。本地区は、藤田地区の市街地に隣接しているほか、東北自動車道国見インターチェンジを有し、交通利便性の高い地区です。一方で、高齢者福祉施設であ

る「国見の里・杜・丘」や旧小坂小学校をリノベーション*した「こさかふるさと館」などの福祉型の交流施設も整備されており、福祉や教育の拠点としても位置付けられています。また、緑住区用地の活用についても検討されており、農業と調和のとれた整備を進める必要があります。

小坂地区の将来像

地域で支えあう心やすらぐ里

整備計画

- 小坂集落周辺を地域生活拠点として周辺集落とのネットワークの強化を図るとともに、旧羽州街道としての歴史的環境を活かした調和のある景観づくりに努めます。
- 国見インターチェンジの機能を活かした流通業務施設の誘導を図ります。
- 緑住区用地の有効的な活用を検討します。



整備計画

- 市街化区域の立地適正化によるコンパクトシティを推進します。
- 国道4号の拡幅改良整備を促進します。
- 主要地方道の整備を促進します。(白石・国見線、浪江・国見線)
- 県道の整備を促進します。(赤井畑・国見線、五十沢・国見線)
- 藤田駅周辺の更なる活性化を進めます。
- 道の駅と連携した魅力ある街並み整備について検討します。
- 東北自動車道国見インターチェンジ周辺については、その利便性を活かし、工場立地適地への企業誘致を進めます。
- 学校施設の総合的な検討、幼児園設置の検討を進めます。
- 町営住宅の適切な維持管理を進めます。

2 藤田地区

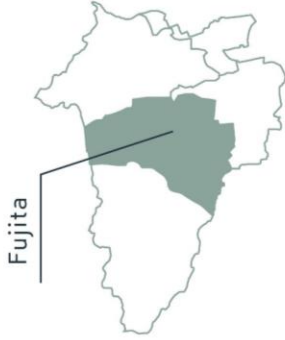
本地区は、旧藤田町を中心とする地域で市街化区域の設定の中で、役場庁舎・病院などの公共施設、国見小学校、藤田保育所、観月台文化センター(図書館)などの文教施設、そして「道の駅国見あつかしの郷」があり、そのほか、商店街、住宅団地、工業団地

など町の中核機能の集積が進み、国見町の核としての機能が形成されています。今後も都市機能の更なる充実が求められます。また、商店街等中心市街地の活性化のため、コンパクトシティ*にふさわしい空間整備を進める必要があります。

藤田地区の将来像

人が行き交う魅力あふれる街並み

- 国道4号アクセス町道の整備及び生活道路と農道の整備を推進します。
- 上下水道の加入を促進します。また、下水道区域外については合併処理浄化槽の整備を促進します。



3 森江野地区

本地区は、旧森江野村を主とする地区で、古くから国見町の農業生産の土台を担う豊かな田園地帯として発展してきました。県北中学校、くにみ幼稚園、くにみももたん広場、上野台運動公園が配置さ

れており、子どもが交流するゾーンにもなっています。今後この恵まれた条件を活かした農業の生産基地としてのまきづくりを進めていく必要があります。

森江野地区の将来像

恵まれた「たから」を活かす里

整備計画

- 森江野町民センター周辺を地域拠点とし、周辺集落とのネットワークを強化し、地域の生活・文化活動の充実を図ります。
- 農業生産基盤及び生活基盤の充実、整備を図ります。
- 主要地方道の整備を促進します。(浪江・国見線)
- 県道の整備を促進します。(五十沢・国見線)



4 大木戸地区

本地区は、旧大木戸村を主とする地区であり、福島県の北玄関口として古くからの歴史的遺産を有するとともに、北部の森林地帯は、優れた自然景観に恵まれています。また、貝田集落は、旧奥州街道の宿場として発展し、現在もJR貝田駅、東北自動車道国見サービスエリアがあります。特に改築工事が終了した国見サービスエ

リアは、国見町と県内外の人達との新たな出会いの場であり、ハイウェイオアシス*としての交流の拠点でもあります。旧大木戸小学校には「あつかし歴史館」が設置され、国見町の歴史と文化を訪ねる拠点となっています。今後北の玄関口としてイメージアップを図る必要があります。

大木戸地区の将来像

歴史をつなぐ古(いにしえ)の里

整備計画

- あつかし歴史館と隣接する大木戸ふれあいセンターを地域拠点として位置づけ、周辺集落とのネットワーク化を強化し、地域生活・文化活動の充実を図ります。
- 貝田地区の歴史的背景を活かした街並みの景観保存と整備を図ります。
- 国見サービスエリアの機能を物・人・情報の交流の場として活用を図ります。
- 国道4号ゆずりあい車線の整備を促進します。
- 県道の整備を促進します。(五十沢・国見線)
- 優良農地の保全を図り、農作物生産基地としての生産及び生活基盤の整備を図ります。

- 阿津賀志山周辺の歴史及び自然景観を活かしたレクリエーションの場づくりと豊かな森林資源の保全に努めます。
- 牛沢川の整備を促進します。



5 大枝地区

本地区は、旧大枝村の一部を主とする地域で、比較的平坦な地勢であり、水稲・果樹・野菜の栽培が盛んです。しかし、阿武隈川よりも低い土地も多く、水害時には人家や農地などが大きな被害を受ける場所ともなっており、災害に対する強靱化が必要な地区となっています。また、国指

大枝地区の将来像

整備計画

- 国見東部高齢者等活性化センターを拠点とし、地域生活・文化活動の充実強化を図ります。
- あつかし千年公園の活用を図ります。
- 農業生産の場として生産及び生活基盤の整備を図ります。
- 県道の整備を促進します。(五十沢・国見線)

定史跡である阿津賀志山防塁があり、令和3年度(2021年度)にはあつかし千年公園も整備されます。今後も農業生産基地として優良農地の保全を図り、農業生産基盤の整備と歴史を守る活動を進める必要があります。

くだものと歴史が変わる里

- 渇水防除対策を推進します。
- 牛沢川の改修を促進します。
- 上水道の加入促進と合併処理浄化槽の整備を促進します。
- 生活道路と農道の整備を推進します。



Oeda

施策 2-2-1

有効な土地利用

まち・ひと・しごと創生総合戦略
国土利用計画 都市計画マスタープラン
立地適正化計画 人・農地プラン
農業振興地域整備計画

10年後の姿

町民が生活しやすく便利な都市機能が形成され、景観・環境にも配慮された土地利用がされています。

現状と課題

- これまでの総合政策や平成22年(2010年)に策定された都市計画マスタープランに基づき、一定の都市機能は市街化区域への集約が図られてきましたが、一方で人口が減少傾向にある今、その変化に合わせたマスタープランの見直しと都市計画道路の見直しを行う必要があります。
- 農業後継者不足に伴って、農地の適正な管理が難しくなり、遊休農地の増加による景観・環境の悪化が進んでいます。

これからの取り組み

市街化区域の適正な規制と誘導

都市計画マスタープランの見直し、立地適正化計画の策定を進め、適正な土地利用の規制・誘導のもと、既存の社会資本を活かした

総合的かつ計画的な市街地の形成と都市計画道路の見直しを進めます。

優良農地の保全と確保

農地等の利用の最適化を図り、田園風景を維持していきます。そのために、遊休農地の

集約化や持続可能な耕作、管理を促進します。あわせて計画的な土地利用を進めます。

適正な開発と抑制

大規模な開発は、都市計画法に基づき適正な開発となるよう、協力、助言を行っていきます。

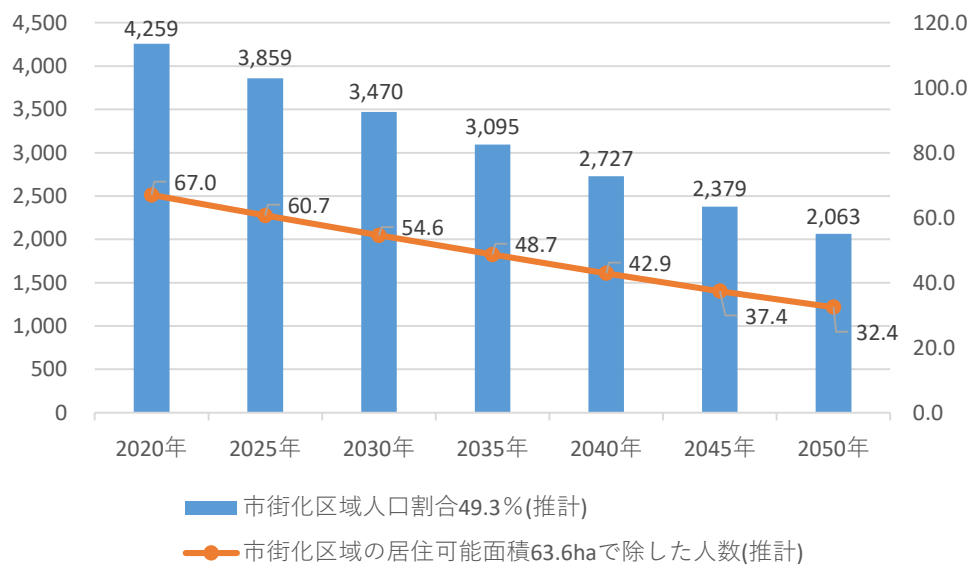
■良好な自然環境を有する市街化調整区域では、宅地化の進行による生活環境への負荷の増大を防ぐため、都市基盤が整った市街化区域への誘導を図る必要があります。一方で、優良農地を保全することも重要です。あわせて、既存集落の維持のための道路交通網、コミュニティの維持など複合的な課題を解決していく必要があります。

3 町の現状

当町の市街化区域の人口密度（推計）は、2020年で約67.0人/haとなっており、これが2050年には約32.4人/haまで低下することが予測されます。（都市計画法上、市街地の人口密度基準は40人/ha以上とされています。）

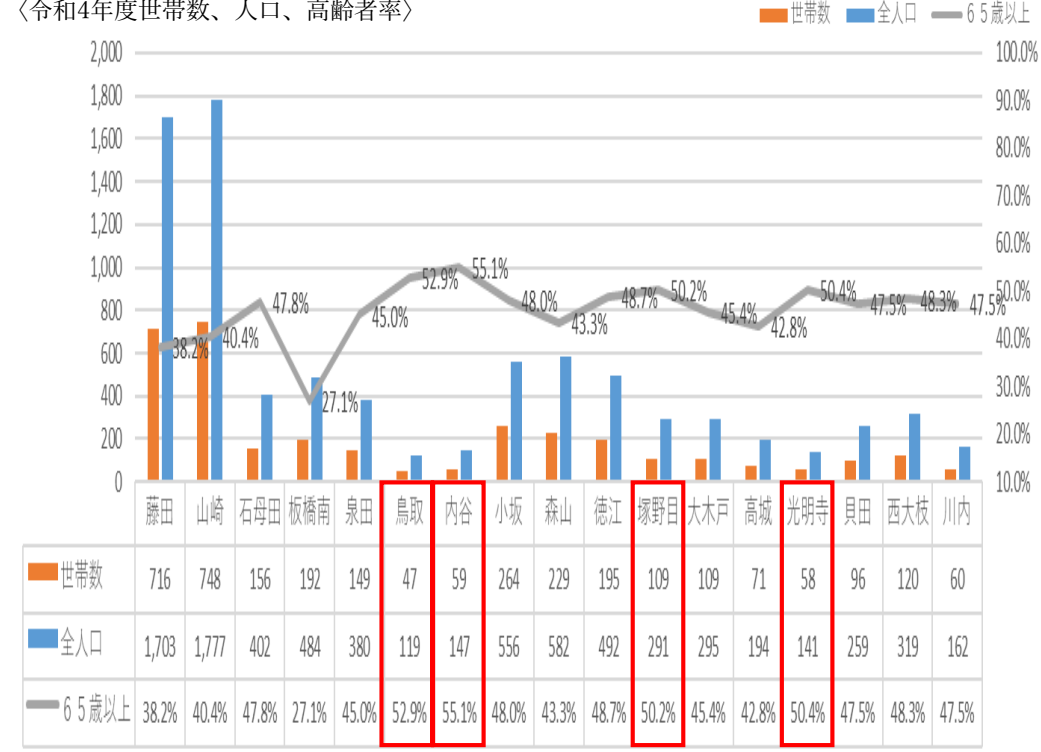
なお、令和4年度には既に市街化調整区域において、高齢化率が50%を超えている地域（限界集落）が確認できます。

〈市街化区域人口及び人口密度の推移（推計）〉



社人研推計値（国見町）	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総人口	8,639	7,828	7,039	6,278	5,531	4,825	4,185
市街化区域人口割合49.3%(推計)	4,259	3,859	3,470	3,095	2,727	2,379	2,063

〈令和4年度世帯数、人口、高齢者率〉



資料 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の資料を基に編集

4 町の主な課題

(1) 人口減少と少子高齢化

当町は今後も人口減少と高齢化が急速に進み、夫婦のみの高齢者世帯や一人高齢者世帯がさらに増えていき、超高齢化を迎えることが予想されます。一方、子育て世代などの若年層の割合は激減していき、将来町を支えていく子どもの減少に歯止めがかからず、働き手不足を招くことが予想されます。

町全体において人口減少に伴い、人口密度も低下していくことが予想され、超高齢化と人口密度の低下は、高齢者の福祉サービス需要の増と、それに応じる人手不足のほか、日常生活サービスの機能低下や行政経営の悪化など様々な問題を引き起こすことが懸念されます。

町民一人一人が、住み慣れた地域や自宅で、安心して暮らし続けられる環境を整備するため、町民同士の助け合いや支え合いが求められています。

(2) 地域経済の縮小

当町の中小企業代表者の年齢は、70歳以上の割合が最も多く、60歳以上を含めると半数を超えます。中小企業の場合、事業を引継ぐ後継者がいなければ廃業となりかねず、廃業は雇用損失につながりかねないことから、事業承継への支援は喫緊の課題です。

また、人材確保を課題としている事業所もあり、生産年齢人口の減少による人手不足は、生産性を大きく低下させ、競争力や業績に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、働き手の町外へのさらなる流出を防ぐためにも魅力ある働く場の確保とその支援が求められます。

(3) 財政規模の縮小と公共施設のあり方

当町は、他市町村と合併せず、自立の道を歩むことを基本として、町民の要望を踏まえながら、財源確保と徹底した歳出削減に取り組み安定した行財政運営に努めてきています。

今後、人口減少・高齢化による税収減少により、さらに厳しい行財政運営が予測される中で、地域全体で高齢者を支えるための体制の構築とその費用の確保が求められます。

また、人口減少による公共施設の利用効率の低下が懸念される中で、施設の効率的な維持管理や、施設の老朽化対策・統廃合などに取り組まなければならない状況にあります。

(4) 大規模災害への備え

近年は台風や集中豪雨、大地震などの大規模災害が増加しているため、当町の当計画区域内でも土砂災害や洪水、地震等、あらゆる災害が想定されることから、災害発生に備えて、様々な災害リスクに対応できる環境と体制の整備が必要です。

災害上の危険性が懸念される区域においては、可能な限り災害の防止を図るとともに、災害の防止が困難な場合には、被害の軽減や回避に努めると同時に、確実な人命保護に向け、災害時の危険情報の発信や避難環境の充実に取り組まなければならない状況にあります。

5 基本的な方針と方向性

(1) 基本的な方針

少子高齢化社会に備え、誰もがより快適に住み続けられる
地域の形成と幸せを感じる・幸せを共感できる空間づくり
(生活拠点と公共交通ネットワークの形成)

(2) 課題に対する方向性

① 高齢者が出歩きやすく、健康・快適な生活を確保すること

高齢者が豊かで多様な日常生活の活動（日用品や生鮮食品等の買い物、通院、散歩、デイサービス、趣味の活動、知人・親族との交流、地域活動など）を楽しむために、徒歩や自転車、公共交通を利用するなど、出歩きやすく、快適な日常生活を賄える条件の整備や、必要な施設（スーパー・コンビニ、診療所、公園、デイサービス、コミュニティセンター、カフェ、集会施設等）が立地した高齢期の自立した生活を支える空間づくりに取り組みます。

② 子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること

子育て世代など若年層を中心に定住を誘導するため、良好な住宅地の保全に加えて、レクリエーション機能や防災機能を有する空間を確保して、安全で快適な、魅力あふれる住み続けられる地域の形成に取り組みます。

また、子育て世代など若年層が暮らす生活拠点は、だれもが買い物や通勤通学、通院等で移動しやすく歩きやすい環境を整備し、民間とも連携して、商業や教育・文化、子育て支援の施設などを効果的に誘導することを目指します。

さらに、働き手の中心である若年層の町外への流出を防ぎつつ、ＵターンやＩターンなどの移住による流入の促進につなげるために、魅力的な働く場の確保に取り組みます。

③ 財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすること

人口減少と地域活力の低下等により税収減少による厳しい行財政運営が懸念される中であっても、限られた財源を効率的・効果的に活用しながら、住民生活や中小企業活動を支援し、人口の維持や企業の誘致を図ることで、地域を活性化し、地域内で経済を循環させる持続可能な都市経営に取り組みます。

④ 災害に強いまちづくりを推進すること

土砂災害や洪水による危険性がある区域は、可能な限り災害の防止を図るとともに、災害の防止が困難な場合は、被害の軽減または回避のために必要な取り組みを進めます。同時に、確実な人命保護に向けて、災害時の情報発信や避難環境の充実に取り組みます。

6 居住誘導区域・都市機能誘導区域

居住誘導区域 …一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、都市機能やコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域。

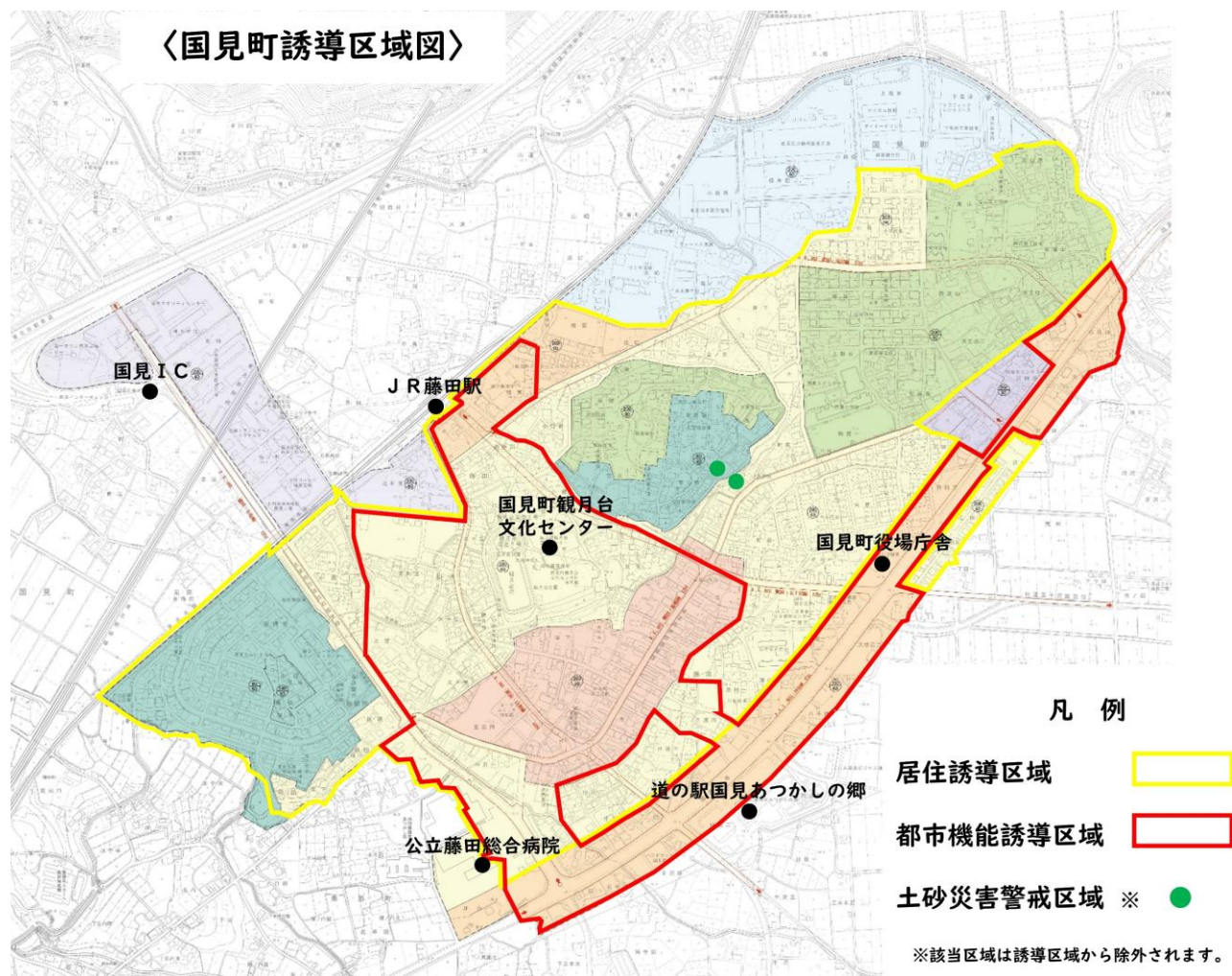
都市機能誘導区域 …医療施設、福祉施設、商業施設など、日常生活を送るうえで居住者の福祉や利便性が向上するために必要な施設が集約されている区域。

※原則として、以下の区域は居住誘導区域や都市機能誘導区域から外すべきと考えられています。

① 災害リスクの高い地域 ② 市街化調整区域 ③ 農業振興地域内の農振農用地区域 など

国見町における区域設定の考え方（案）

区域区分	区域設定の考え方
居住誘導区域	・市街化区域であって、都市機能や居住地が集積している生活拠点並びにその周辺区域 ・工業の利便性を向上させる地域である、市街化区域内の「工業地域」と「準工業地域」は居住誘導区域や都市機能誘導区域から除外。
都市機能誘導区域	・JR東北本線藤田駅から近隣商業地域までの範囲内で、高齢者が無理なく休まず歩ける区域。 ・公立藤田総合病院や国見町観月台文化センター、藤田保育所、各診療所、スーパーマーケットといった生活利便性を向上させる施設が位置するほか、同様の施設の立地を誘導する区域。 ・国道4号線沿道については、伊達拡幅による恩恵を最大限に享受するため、商業施設等の誘致による沿道整備が見込める区域でもあることから、当計画では、都市機能誘導区域に含める。



7 誘導施設と施策

誘導施設とは、地域住民の生活利便性を維持・向上するために必要な生活利便施設について、都市機能誘導区域へ誘導を図るものです。

当計画の誘導施設の配置については、国土交通省の手引きの考え方、関連計画である「国見町公共施設等総合管理計画」における施設管理の基本的な方針を踏まえつつ、地域の特性や都市機能の立地状況等を考慮した上で設定します。

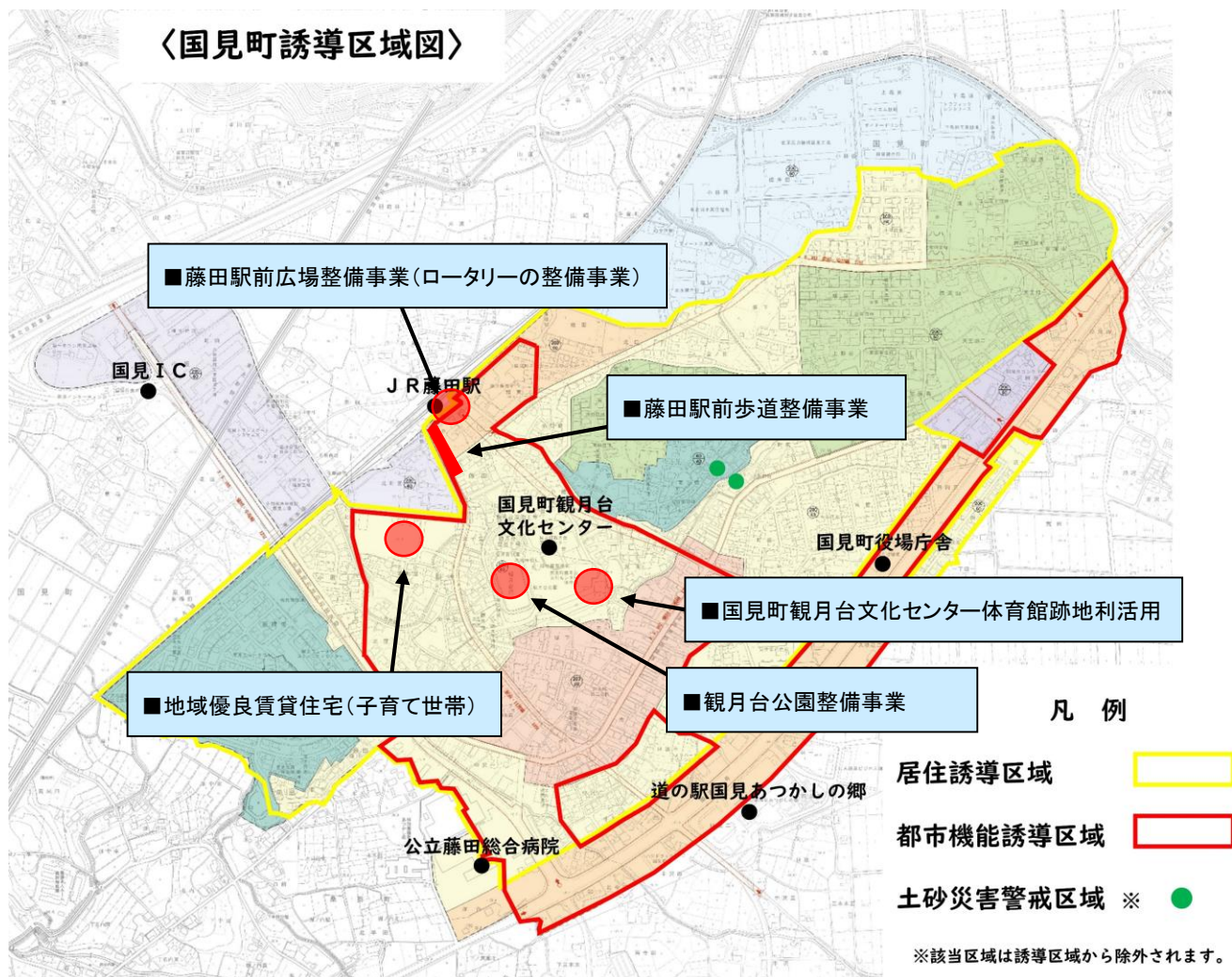
誘導施設（案）

※既存の施設に基づき誘導施設（案）を設定しております。

機 能	想定施設
介護福祉機能	介護系施設（居宅介護・訪問介護等）、地域包括支援センター等
子育て機能	保育所、子育て支援センター等
医療機能	総合病院、診療所、薬局等
教育・文化機能	文化ホール、図書館等
商業機能	スーパーマーケット、ドラッグストア等

※当計画に、誘導施設として位置付けなかった施設については、今後の計画見直しの段階で各施設の立地動向を検証した上、必要に応じて誘導施設への追加を検討します。

都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を誘導するために町が講ずる事業（案）



8 誘導区域外の方考え方について

・居住誘導区域外や都市機能誘導区域外の各地域（藤田の一部、小坂、森江野、大木戸、大枝）においては、都市計画法などによる規制の中で、豊かな自然や優良農地の保全を推進し、地域コミュニティが維持できる仕組みづくりや事業を検討してまいります。

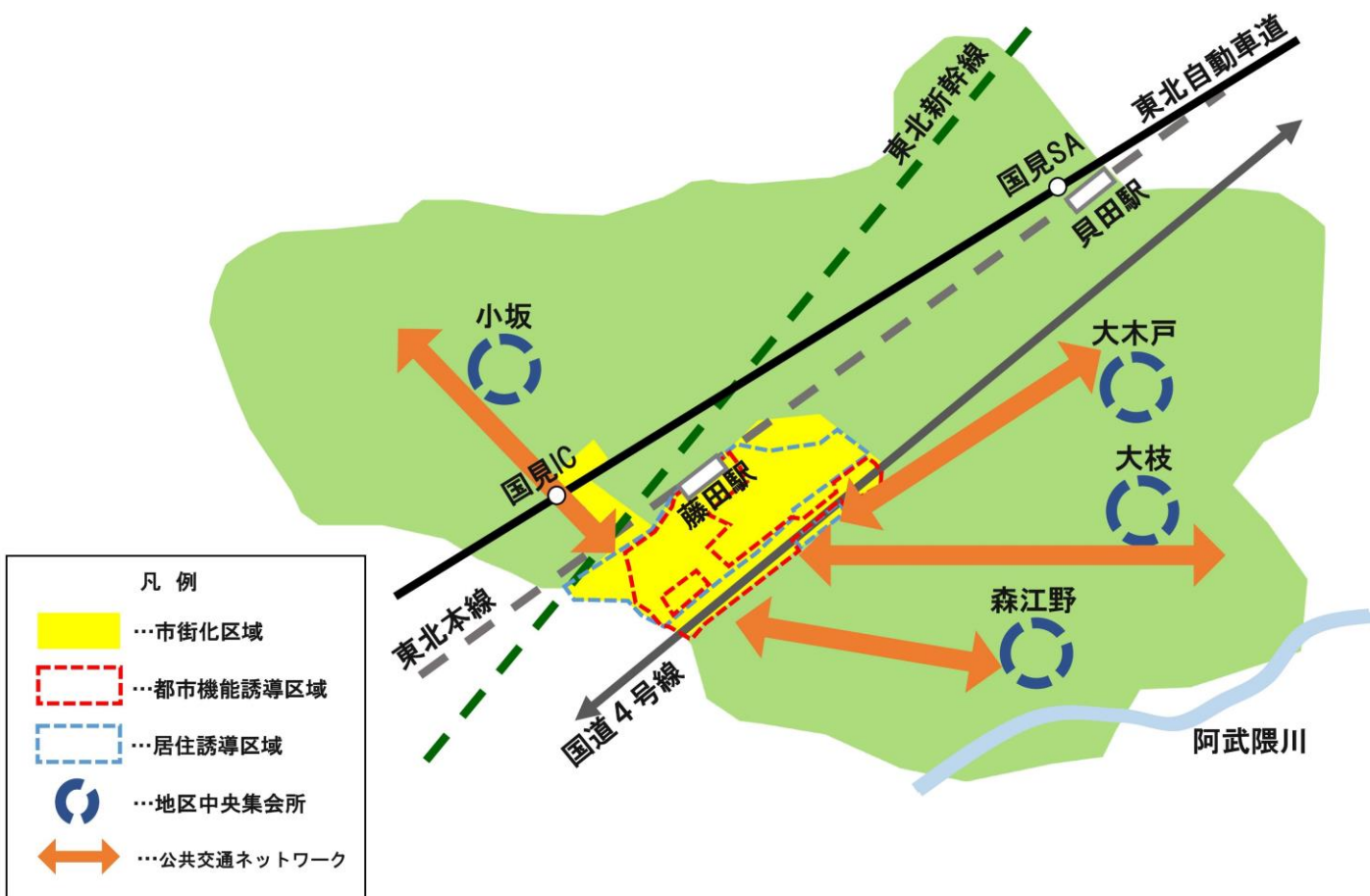
・居住誘導区域外だからといって、居住を規制する、あるいは強制的に移動を促すことはありません。

・都市機能誘導区域内にある医療、福祉、商業等の誘導施設を、市街化調整区域に居住している方も利用しやすくするために、道路などの交通網の整備を継続して推進します。

また、自家用車を持たない高齢者等の支援をするために、まちなかタクシー事業や国見町タクシー利用補助事業「ももたんパス」といった移動手段を確保する施策に取り組みます。

・このほか、国見町第6次総合計画に記載の各地区計画に基づき、各地域コミュニティの将来を見据えた取組みを進めてまいります。

・居住誘導区域や都市機能誘導区域だけでなく、区域外に居住している方々の生活も考慮し、魅力ある暮らしやすいまちづくりを地域一体となって取り組んでまいります。



9 防災指針

基本的な考え方（案）

近年、頻発・激甚化する自然災害への対応として、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めることが必要になっています。そのため、災害リスクを踏まえて誘導区域を設定し、区域内に災害ハザードエリアが残存する場合には、適切な防災・減災対策を防災指針として位置付けることが必要です。

当町では、設定した居住誘導区域・都市機能誘導区域における災害リスクを踏まえた課題を抽出し、区域の防災に関する機能の確保のため、具体的な取り組みを位置付けます。



防災指針に基づく取り組み（案）

ア 住宅等の耐震化

旧耐震基準の木造住宅の耐震診断支援並びに耐震改修支援の推進
避難路や緊急輸送路のブロック塀等の耐震化支援の推進 等

イ 避難路・避難場所・病院等の生活支援施設の整備

誰もが安全に通れる避難路の整備の推進
避難場所・病院等の生活支援施設の設備の充実
避難所等の重要施設に接続する上下水道管等のおおむね20年間の耐震化計画の策定 等

ウ 緊急輸送路など交通ネットワークとライフラインの機能強化

緊急輸送路の整備の推進
水道管路の耐震化や下水道管の耐震化の推進、並びにバックアップ機能の確保 等

エ 防災情報提供手段の充実・維持管理

防災行政無線の維持管理・更新 防災訓練や防災教育の充実 等

10 必要とされる事業（案）

- (1) 都市再生整備計画事業
 - ・ 藤田駅前広場整備事業（ロータリーの整備事業）
 - ・ 藤田駅前歩道整備事業
- (2) 社会資本整備総合交付金事業
 - ・ 地域優良賃貸住宅（子育て世帯）整備事業
- (3) その他居住誘導や都市機能の誘導に関する事業
 - ・ 観月台公園整備事業
 - ・ 国見町観月台文化センター体育館跡地利活用の検討
 - ・ 空き家対策事業
 - ・ 公共交通や自転車、歩行空間の整備事業 など

11 届出制度

(1) 居住誘導区域外で行う行為

居住誘導区域外の区域で、3戸以上、又は、1,000㎡以上の住宅等に係る開発行為や3戸以上の住宅等の建築行為等を行おうとする場合には、原則として行為着手の30日以上前の届出が必要となります。（法第88条）

《届出の対象行為》

開発行為	・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの ・ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（例：有料老人ホームや寄宿舎など）
建築等行為	・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（例：有料老人ホームや寄宿舎など） ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（上記）とする場合

(2) 都市機能誘導区域外で行う行為

都市機能誘導区域外において誘導施設の開発や建築等の行為を行う場合には、従来の開発許可や建築確認等の申請に加えて、行為着手の30日以上前の届出が必要となります。（法第108条第1項）

《届出の対象行為》

開発行為	・ 誘導施設を有する建築物の建築目的で開発行為を行おうとする場合
開発行為以外	・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ・ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

(3) 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届け

都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、従来の開発許可や建築確認等の申請に加えて、休止し、又は廃止しようとする30日以上前の届出が必要になります。
(法第108条の2)

1 2 評価指標と目標値

(1) 居住誘導に係る評価指標（案）

居住誘導に係る評価指標は居住誘導区域内の人口密度とし、目標値は、都市計画法施行規則第8条に定める既成市街地の人口密度の基準である1ha当たり40人を考慮して、居住誘導区域内の人口密度の40.0人／ha維持を設定します。

(2) 都市機能誘導に係る評価指標（案）

都市機能誘導に係る評価指標は、居住誘導区域から徒歩圏内の都市機能の維持を設定します。
なお、評価指標に必要な日常生活に必要な施設として、医療施設と商業施設の維持を位置づけます。
※金融施設はコンビニエンスストアなどのATMで対応できるため、評価指標の施設から除外します。

(3) 期待される効果の定量化（案）

ア 居住の誘導

災害リスクの低い地域へ居住の誘導が促され、安全で利便性が高く暮らしやすい場所に都市機能が充足した小さくまとまりのある居住地が形成されていることを、世帯数により確認します。

イ 都市機能の誘導

都市機能の誘導が促され、都市機能誘導区域内に医療施設と商業施設が維持されることにより、徒歩で移動できる範囲に安全で快適に暮らす居住が誘導されていることを、医療施設数と商業施設数、世帯数により確認します。

《指標の定義と現況値・目標値》

指標	定義	現況値 (2024年)	目標値	
			2035年	2045年
人口密度	居住誘導区域内の人口密度※1	約56.7人／ha	50.0人／ha	40.0人／ha
誘導施設の立地数	都市機能誘導区域における 誘導施設の立地数 ①医療施設※2 ②商業施設※3	①12 ②4	①12 ②4	①12 ②4
世帯数	居住誘導区域内における世帯数※4	1,585	1,575	1,565

※1 居住誘導区域内人口を、市街化区域内の居住可能面積63.6haで除した人数

※2 【医療施設(総合病院・診療所・薬局等)：12店舗】
公立藤田総合病院、村上医院、武田胃腸科内科医院、赤井畑歯科医院、国見歯科口腔外科(旧あんど歯科)、ひまわりデンタルクリニック、アイン薬局、ウェルシア薬局 伊達国見店、国見一心堂薬局、日本調剤 国見薬局、ふたば薬局 藤田店、保原薬局 国見店

※3 【商業施設(スーパーマーケット・ドラッグストア等)：4店舗】
コープふくしま国見店、ハシドラッグ 国見店、ウェルシア伊達国見店、クスリのアオキ 国見店

※4 町の全世帯数は10年間(2015年～2025年)で22世帯減少している。（「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より算出）
本計画が実行されることにより、10年間での居住誘導区域の減少世帯数を10に抑える。

1 3 進行管理・計画の見直し

本計画は、計画期間を20年間としていますが、おおむね**5年**を1サイクルとして、計画に基づく評価指標の目標値の達成状況の評価・分析を行い、PDCAサイクルによる改善を図ります。

また、計画の進捗状況を評価したうえで、社会経済情勢や上位・関連計画の見直し、法律や制度などの改正などを踏まえて、本計画の見直しや関連する都市計画の見直しを実施するなど、柔軟かつ効果的な運用を行います。

その際、想定される事業や評価指標の修正に関しても、計画の見直しと合わせて反映させます。

国見町立地適正化計画 スケジュール管理

施 策 等	実施時期の目標							
	...	2030年 (5年)	...	2035年 (10年)	...	2040年 (15年)	...	2045年 (20年)
計画の運用								
評価指標の達成状況の分析・評価		●		●		●		●
計画の見直し	○	●	○	●	○	●	○	●
居住誘導や都市機能の誘導に係る 施策と事業の検討と実施								

● …5年ごとに実施します。 ○ …上位計画や法改正などにより必要に応じて実施します。

PDCAサイクル

